

○公立大学法人福岡県立大学が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関する規則

法人規則第5号
平成18年4月1日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第4条第2項に規定する個人情報の適切な管理のために必要な措置について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

第2章 管理体制

(事務局長の職務)

第3条 事務局長は、公立大学法人福岡県立大学（以下「法人」という。）における個人情報の管理に関する事務が適正かつ円滑に処理されるように職員を指導監督しなければならない。

(保護管理者)

第4条 法人事務局（以下「事務局」という。）に、保護管理者1人を置く。

2 保護管理者は、経営管理部長とし、法人における個人情報の管理に関する事務を総括する。

(保護担当者)

第5条 事務局に、保護担当者を置く。

2 保護担当者は、保護管理者が指名する。

3 保護担当者は、保護管理者を補佐し、法人における個人情報の管理に関する事務を行う。

(研修)

第6条 保護管理者は、個人情報の取扱いに従事する職員に対し、個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な研修を行う。

第3章 職員の責務

(職員の責務)

第7条 職員は、条例の趣旨にのっとり、関連する法令及び規程等の定め並びに保護管理

者及び保護担当者の指示に従い、個人情報を取り扱わなければならない。

第4章 個人情報の取扱い

(接触の制限)

第8条 保護管理者は、個人情報の重要度に応じて、当該個人情報に接する権限を有する者を、当該個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要最小限の範囲の職員に限定するものとする。

2 前項に規定する権限を付与されていない職員は、当該個人情報に接してはならない。

3 職員は、第1項に規定された権限を付与された場合であっても、業務上の目的以外の目的で当該個人情報に接してはならない。

(複製等の制限)

第9条 職員は、業務上の目的で個人情報を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、保護管理者の指示に従い行うものとする。

(1) 個人情報の複製

(2) 個人情報の送信

(3) 個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持出し

(4) その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為として保護管理者が定めるもの

(誤りの訂正等)

第10条 職員は、個人情報の訂正を行う場合には、保護管理者の指示に従わなければならない。

(媒体の管理等)

第11条 職員は、保護管理者の指示に従い、個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、当該媒体の耐火金庫への保管、保管場所への施錠等の個人情報の漏えい、滅失又はき損を防止するための措置を講ずるものとする。

(廃棄等)

第12条 職員は、個人情報又は個人情報が記録されている媒体（端末機器及びサーバーに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。

(個人情報の取扱状況の記録)

第13条 保護管理者は、個人情報の重要度に応じて、台帳等を整備し、当該個人情報の利用、保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

(個人情報の提供)

第14条 保護管理者は、個人情報を実施機関以外のものに経常的に提供する場合には、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 当該提供先における個人情報を取り扱う事務の目的、事務の根拠法令、当該提供先において利用する個人情報の本人の類型及び項目名、利用形態等について確認すること。
- (2) 当該提供先への安全確保の措置を要求し、並びに必要があると認めるときは、実地調査等による当該措置状況を確認し、確認結果を記録し、及び所要の改善要求等を行うこと。

(事務の委託等)

第15条 保護管理者は、個人情報の取扱いを伴う事務を実施機関以外の者に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、委託に係る契約書に次に掲げる事項を明記するとともに、その他個人情報の適切な管理のための必要な事項について委託を受ける者と書面で確認するものとする。

- (1) 個人情報に関する秘密保持等の義務
- (2) 再委託の制限又は条件に関する事項
- (3) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- (4) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- (5) 違反した場合における契約解除の措置その他必要な事項

第5章 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第16条 個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となると思料する事案が発生した場合には、その事実を知った職員は、速やかに保護管理者に報告するものとする。

- 2 保護管理者は、被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、事務局長に報告するものとする。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに事務局長に当該事案の内容等について報告するものとする。
- 4 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(公表等)

第17条 事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講ずるものとする。

第6章 点検の実施

(点検)

第18条 保護管理者は、個人情報の管理の状況について、定期又は随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を事務局長に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第19条 個人情報の安全確保の措置については、点検の結果等を踏まえ、実効性等の観

点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

第7章 補則

(細則)

第20条 この規則に定めるもののほか、個人情報の適正な管理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年1月19日から施行する。